

概要版

第2次 加東市男女共同参画プラン



● 男女共同参画社会って何だろう？…

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

● 男女共同参画社会では…

「男だから…」 「女だから…」 という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、さまざまな活動に参加・参画して、活躍できる社会になります。

平成26年4月

加東市

計画策定のあらまし…

市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる協働のまちづくりを進め、すべての市民にとって住みやすいまちをめざすため、「第2次加東市男女共同参画プラン」を策定するものです。

計画の期間

この計画の期間は、平成26年度（2014年度）を初年度として、平成30年度（2018年度）を目標年度とする5か年の計画です。ただし、必要に応じて見直すこととします。

基本理念

- ＜男女の人権の尊重＞
- ＜地域社会における制度又は慣行についての配慮＞
- ＜政策等の立案及び決定への共同参画＞
- ＜家庭生活における活動と仕事・地域活動などの両立＞
- ＜男女の生涯にわたる健康の確保＞

基本目標

（１）人権尊重と男女共同参画の意識づくり

人権尊重のまちづくりを進め、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、セクシュアル・ハラスメントなどのあらゆる暴力を根絶するとともに、社会における制度・慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、家庭、学校、職場、地域などで意識づくりの向上を図り、男女共同参画を推進します。

（２）あらゆる分野へ参画できる機会づくり

活力ある社会・経済を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、あらゆる場面において男女双方の視点を取り入れていくことが重要です。あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映され、新たな視点や発想が取り入れられるよう、市の各種審議会や管理職への女性の登用を促進するとともに、地域や職場におけるリーダーへの女性の積極的な登用などを働きかけ、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。

（３）男女がともに豊かに働ける環境づくり

市民一人ひとりが、性別や年齢に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方を選択できることが必要です。

従来の仕事中心の意識や生き方から、仕事、家庭生活、地域活動をバランスよく選択、実現できるような環境づくりとともに、性別による昇進や賃金の格差をなくし、個性や能力が十分に発揮できる職場づくりを推進します。

（４）だれもが安心して暮らせる地域づくり

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。しかし、高齢化の進展、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等さまざまな変化が生じ、地域のつながりが希薄化するなど、地域における課題も多様化しています。男女がともに地域活動等に参加・参画することで地域力が高まり、活力ある地域社会となります。

いきいきとした地域社会において、男女の生涯にわたる健康づくりを推進するとともに、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

男女共同参画社会が実現すると…

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会になります。

家庭では…

- 家事、子育て、介護などを家族のみんなが分担し、喜びも苦労も分かち合っています。
- お互いが協力することで絆の強い家庭をつくっています。
- 家族みんなが笑顔で、家族の夢を支えあい、ゆとりのある毎日を過ごしています。

学校では…

- 発達段階に応じて、友だちや家族との人間関係のあり方を学び、お互いを尊重することの大切さを学んでいます。
- 自分らしさを大切にした自尊心のある子どもたちが育っています。
- 個人の自主性に基づく進学、就職などの進路選択がなされています。

職場では…

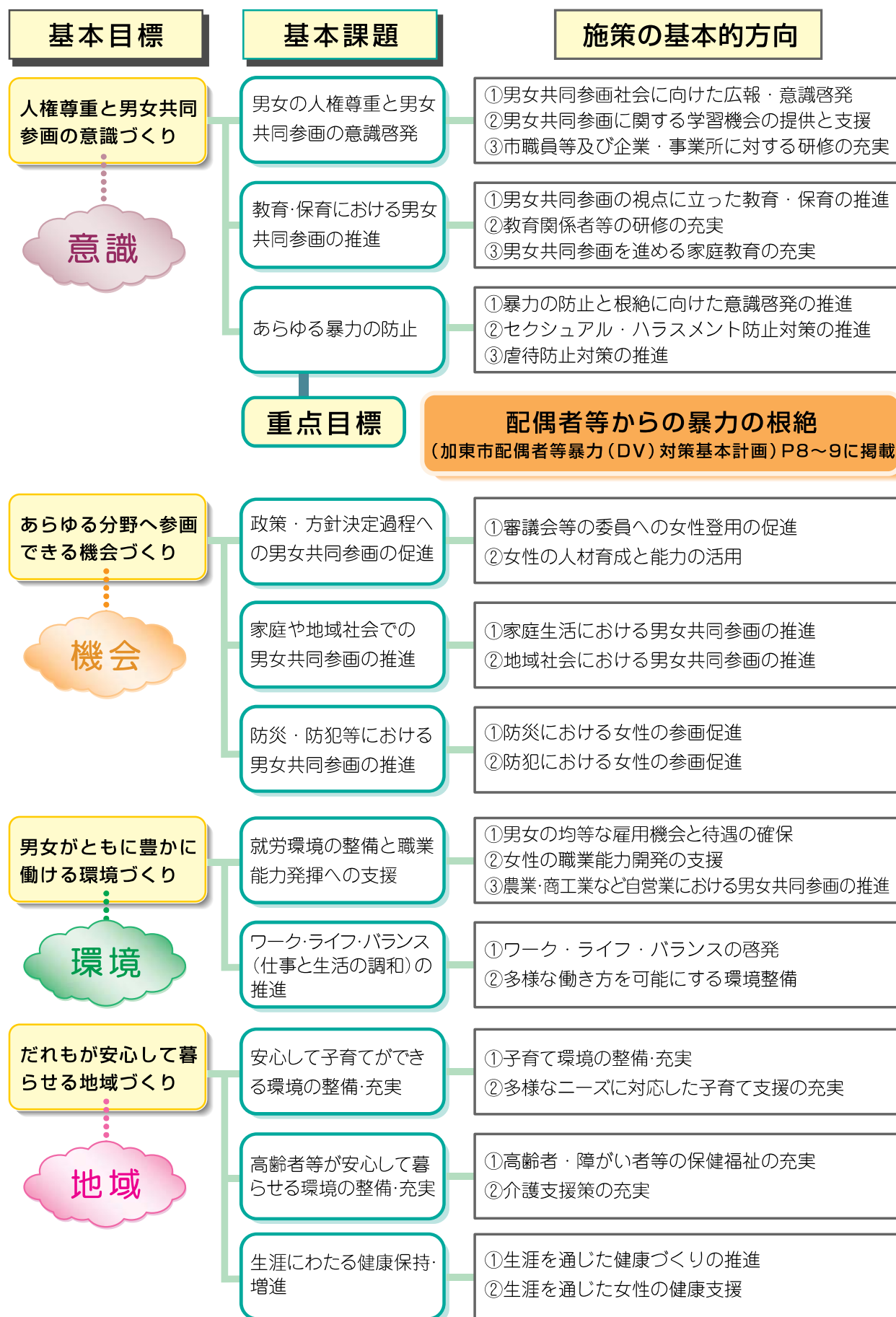
- 働きやすい職場が増えて、男女がともにゆとりと充実感をもって、いきいきと働いています。
- 募集・採用、昇進、賃金などにおける男女格差が解消され、個性、能力、意欲などが十分に発揮されています。
- 女性だけでなく、誰もが働きやすい職場環境が確保されることで、仕事への意欲が高まり、職場が活性化し、企業活動も活発になります。

地域では…

- 男女とも多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動など、さまざまな生き方を自ら選択することができます。
- 社会の慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重され、男女がともに地域活動に参加しています。
- 地域活動を通して、地域の人間関係が密接になり、誰もが地域の一員として、自分のまちの住み良さを実感しています。



男女共同参画プランを体系図にすると…



基本目標 1

人権尊重と男女共同参画の意識づくり

基本課題(1)

男女の人権尊重と男女共同参画の意識啓発

【行政の取り組みは… —施策の基本的方向と内容—】

- ①男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発
- ②男女共同参画に関する学習機会の提供と支援
- ③市職員等及び企業・事業所に対する研修の充実

具体的には、

- ・広報紙、ケーブルテレビなどを通じて男女共同参画の意識啓発を進めます。
- ・男女共同参画セミナーを開催します。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・さまざまな講座・研修などに積極的に参加して、視野を広げましょう。
- ・互いに学び合い、学んだことを広く伝えていきましょう。
- ・学んだことを日常生活で積極的に実践しましょう。
- ・市の広報紙や人権啓発情報誌などの情報に目を通して、人権や男女共同参画について、ともに考えてみましょう。
- ・暮らしに潜む、身の回りの男女の固定的役割分担や慣行などについて、家庭や地域・職場で話し合ったり、見直したりしてみましょう。

基本課題(2)

教育・保育における男女共同参画の推進

【行政の取り組みは… —施策の基本的方向と内容—】

- ①男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
- ②教育関係者等の研修の充実
- ③男女共同参画を進める家庭教育の充実

具体的には、

- ・性別による固定的なものの見方を形成しないように、多様な個性を生かす教育・保育を推進します。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・子ども一人ひとりの個性を大切にし、良さをいかしましょう。
- ・家族がふれあい、思いやりのある温かい家庭の中で、性別にこだわらない子育てをしましょう。
- ・家族が協力して地域活動や講座などに参加しやすい環境をつくりましょう。
- ・自分たちの子育て体験や暮らしの中の問題を、地域で話し合ってみましょう。
- ・子どもが学校や園で学んだことについて、家庭内で話し合う機会をつくりましょう。

基本課題(3)

あらゆる暴力の防止

【行政の取り組みは… —施策の基本的方向と内容—】

- ①暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進
- ②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ③虐待防止対策の推進

配偶者等からの暴力の根絶

(加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画)P8～9に掲載

具体的には、

- ・虐待やセクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発や研修会などを充実させます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・日頃のなにげない言動が相手を傷つけていないか、自分自身でチェックしましょう。
- ・虐待やセクシュアル・ハラスメント等について学び、正しい認識をもちましょう。
- ・さまざまな講座・研修などに積極的に参加して、学んだことを日常生活で積極的に実践しましょう。
- ・親しい間柄でも暴力や暴言は許さないという認識をもちましょう。
- ・虐待やセクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力を許さない地域や職場をつくりましょう。
- ・周りの人が被害にあっていないことに気づいたときは市役所などの公的機関に伝えましょう。

基本目標 2

あらゆる分野へ参画できる機会づくり

基本課題(1)

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

【行政の取り組みは… —施策の基本的方向と内容—】

- ① 審議会等の委員への女性登用の促進
- ② 女性の人材育成と能力の活用

具体的には、

- ・ 女性委員のいない審議会等の解消をめざします。
- ・ 女性の人材育成に努め、活動を支援します。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・ さまざまな場で男女双方の意見が反映されているかどうかについて関心をもちましょう。
- ・ 方針決定の場において男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。
- ・ 地域活動などに男女がともに参画しやすい環境をつくりましょう。
- ・ 方針決定の場や役職などに女性も積極的に参画しましょう。

基本課題(2)

家庭や地域社会での男女共同参画の推進

【行政の取り組みは… —施策の基本的方向と内容—】

- ① 家庭生活における男女共同参画の推進
- ② 地域社会における男女共同参画の推進

具体的には、

- ・ 家庭生活における男女共同参画に向けての意識啓発と学習機会を提供します。
- ・ 女性のチャレンジ支援^{※1}を充実させます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・ 一人ひとりが家族の一員としての自覚をもち、家事、育児、介護など家庭の仕事は協力しあって行いましょう。
- ・ 男性も家事、育児などに積極的に取り組みましょう。
- ・ さまざまな講座・研修などに積極的に参加して、学んだことを日常生活で積極的に実践しましょう。
- ・ P T A 活動・地域活動・自治会活動などに女性も男性も対等な立場で積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の組織で女性に役員を引き受けてもらいやすいよう協力体制をつくりましょう。
- ・ 女性も男性も積極的に地域の学習会や行事などの学習の場に参加して、自らの視野を広げましょう。

基本課題(3)

防災・防犯等における男女共同参画の推進

【行政の取り組みは… —施策の基本的方向と内容—】

- ① 防災における女性の参画促進
- ② 防犯における女性の参画促進

具体的には、

- ・ 防災活動における女性の積極的な参画を促進します。
- ・ 地域における防犯組織の活動支援を行います。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・ 地域活動に積極的に参加・参画しましょう。
- ・ さまざまな講座・研修などに積極的に参加して、家庭や地域でできる防災について学びましょう。
- ・ 日ごろから家族や地域で防災や役割について話し合いましょう。
- ・ 非常時、避難所等において女性に配慮した体制づくりについて考えましょう。

基本目標 3

男女がともに豊かに働ける環境づくり

基本課題(1)

就労環境の整備と職業能力発揮への支援

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ②女性の職業能力開発の支援
- ③農業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

具体的には、

- ・男女雇用機会均等法^{※2}の周知や、固定的な性別役割分担意識の解消などの啓発を行います。
- ・再就業や起業をめざす女性を支援します。

市民・事業所のみなさんも取り組みましょう

- ・男女がともに能力を発揮できる職場環境を実現しましょう。
- ・職場における男女の役割などの不平等を見直しましょう。
- ・職場で男女ともに家庭や地域を大切にできるように理解・協力しましょう。
- ・商工業、農業などの自営業においては、女性の労働へのかかわりを適正に評価しましょう。

基本課題(2)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ①ワーク・ライフ・バランス^{※3}の啓発
- ②多様な働き方を可能にする環境整備

具体的には、

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めます。
- ・働きやすい環境づくりのため、保育サービスや介護サービスを充実させます。

市民・事業所のみなさんも取り組みましょう

- ・仕事と家庭生活の両立ができるように働き方を見直してみましょう。
- ・男女がともに家庭を支えていることを認識し、お互いを思いやり協力しあいましょう。
- ・必要に応じた休暇が取りやすく、長時間労働のない働きやすい職場づくりを進めましょう。
- ・短時間勤務やフレックスタイム制、在宅就業など、多様な働き方ができる職場づくりを進めましょう。

※1 女性のチャレンジ支援

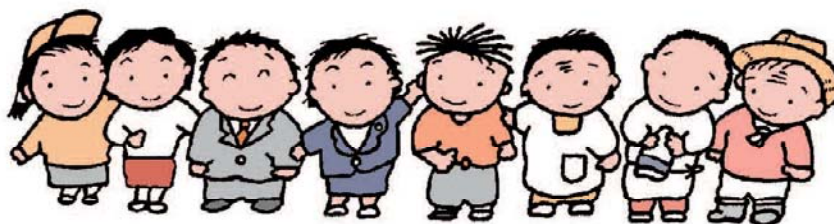
雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などのさまざまな分野において、意欲と能力ある女性が活躍できるよう支援すること。

※2 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」。求人募集・採用、従業員の配置、昇進、福利厚生、定年・退職等に関する男女間の差別をなくすことが定められている。

※3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と家庭等の個人生活を両立させること。男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもちます。



基本目標 4

だれもが安心して暮らせる地域づくり

基本課題(1) 安心して子育てができる環境の整備・充実

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ① 子育て環境の整備・充実
- ② 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

具体的には、

- ・ 子育てに関する講座を充実させ、子育てグループを支援します。
- ・ 子育てに関する相談体制を充実させます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・ 育児の楽しさを父親と母親で一緒にわかちあいましょう。
- ・ 未来を担う子どもたちを家族・地域全体で育てていきましょう。
- ・ 父親も母親も子育て講座やイベント・サークルなどに参加して、子育てのネットワークをつくりましょう。
- ・ 子育ての悩みや問題を一人で抱え込まないで、身近な人や「子育て何でも相談」、「家庭児童相談室」などに相談しましょう。

基本課題(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備・充実

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ① 高齢者・障がい者等の保健福祉の充実
- ② 介護支援策の充実

具体的には、

- ・ 健康づくりと介護予防施策を推進します。
- ・ 安心して介護できる環境を整備します。
- ・ 介護に関する相談体制を充実させます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・ 性別や年齢をこえてお互いに支えあいながら、元気に気持ちよくすごしましょう。
- ・ お互いを助けあい、支えあい、安心して暮らせる地域をつくりましょう。
- ・ これまでに培われた経験や知識を地域活動や生きがいづくりに活かしましょう。
- ・ 介護保険制度や障害者支援制度を有効に利用しながら、家族みんなで協力して介護しましょう。
- ・ 介護方法やサービスについて、地域包括支援センター、居宅介護事業所、障害者生活支援センターなどに気軽に相談してみましょう。

基本課題(3) 生涯にわたる健康保持・増進

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ① 生涯を通じた健康づくりの推進
- ② 生涯を通じた女性の健康支援

具体的には、

- ・ こころと体の健康づくりを推進します。
- ・ 妊娠・出産期における女性の健康を支援します。
- ・ 「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)^{※4}」の普及・啓発を進めます。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・ 定期健康診断を受診し、健康に心がけましょう。
- ・ 男女の身体的・生理的な特徴や性について正しく理解しましょう。
- ・ 父親・母親がともに育児について話し合い、育児相談や講座に参加してみましょう。
- ・ 妊娠・出産・育児について、家族みんなが理解を深め協力しましょう。

※4 性と生殖に関する健康及び権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

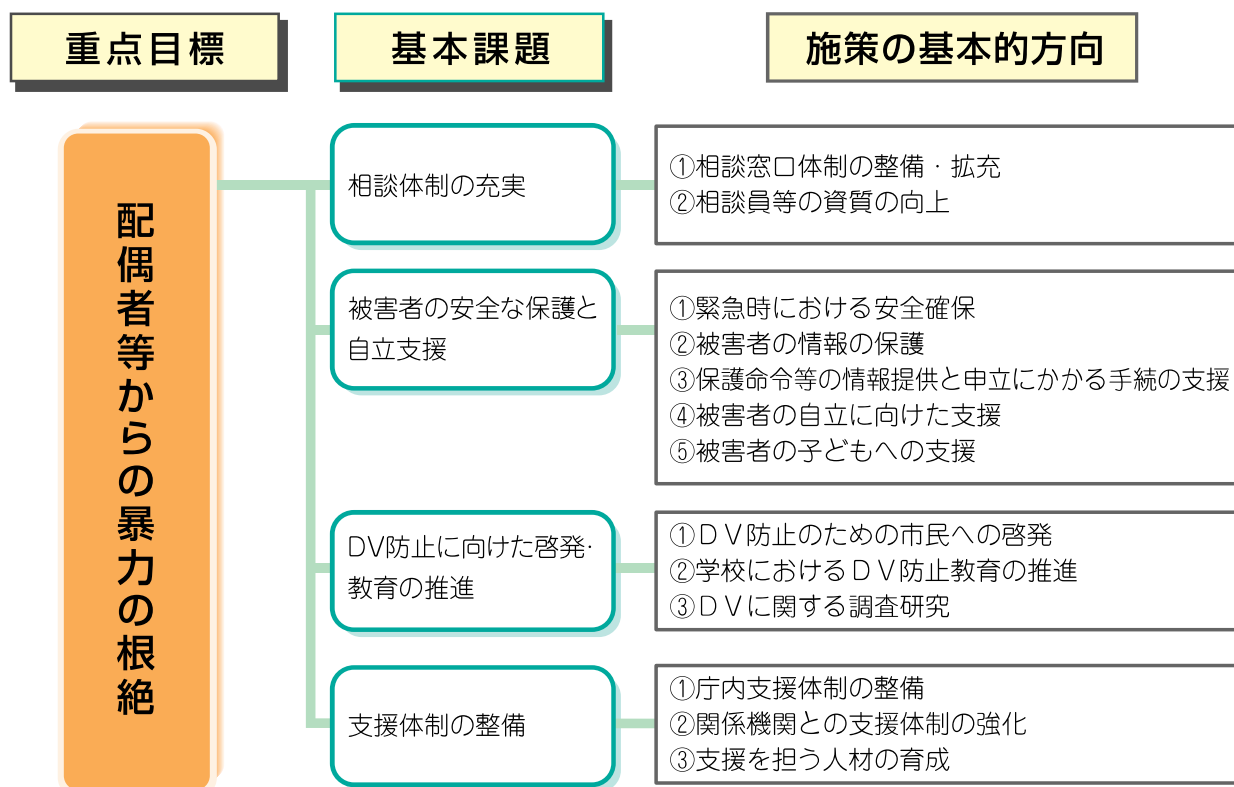
平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議においてはじめて提唱された概念で、翌年の第4回世界女性会議では女性の人権として位置づけられています。
リプロダクティブ・ヘルスは、女性が生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態のことをいい、自分の身体と健康に関する諸問題について主体的に考え、選択し、自己決定する権利を保障するものです。リプロダクティブ・ライツはそれを基本的人権として位置づける理念です。

加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（DV※⁵）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざすため、「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定するものです。

配偶者等暴力（DV）対策基本計画の体系



※ 5 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や交際相手などの親しい関係にある者から受ける暴力のこと。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を思い通りに支配することも暴力に含まれます。暴力には身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあります。

基本課題(1) 相談体制の充実

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ①相談窓口体制の整備・拡充
- ②相談員等の資質の向上

具体的には、

- ・安心して相談できる体制を充実させます。
- ・相談窓口の周知を図ります。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・身近な人からDV被害の相談を受けたときは、しっかり話を聞き、専門機関への相談を勧めましょう。
- ・周りの人が暴力の被害にあっていることに気づいたときは、市役所などの公的機関に伝えましょう。
- ・生命に危険のある暴力を受けたり、目撃したりするなど緊急の場合は、警察へ連絡しましょう。

基本課題(2) 被害者の安全な保護と自立支援

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ①緊急時における安全確保
- ②被害者の情報の保護
- ③保護命令等の情報提供と申立にかかる手続の支援
- ④被害者の自立に向けた支援
- ⑤被害者の子どもへの支援

具体的には、

- ・緊急時には、安全を確保するために支援します。
- ・加害者から離れて暮らす被害者やその子どもを支援します。

基本課題(3) DV防止に向けた啓発・教育の推進

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ①DV防止のための市民への啓発
- ②学校におけるDV防止教育の推進
- ③DVに関する調査研究

具体的には、

- ・暴力を許さない社会の実現に向けて、DV問題を含む人権講座を開催します。
- ・学校においてデートDV※⁶防止授業を開催します。

市民のみなさんも取り組みましょう

- ・言葉や力などの暴力で相手を支配しないで、対等な関係をつくるために、自分を大切に、相手も大切にしましょう。
- ・相手の気持ちを思いやり、考えや価値観の違いを認めましょう。
- ・DV防止の啓発冊子を読み、またDVに関する講演会に参加するなど、DVについて学び、正しい認識をもちましょう。

基本課題(4) 支援体制の整備

【行政の取り組みは… 一施策の基本的方向と内容—】

- ①庁内支援体制の整備
- ②関係機関との支援体制の強化
- ③支援を担う人材の育成

具体的には、

- ・関係機関との支援体制を強化し、また民間団体と連携して、DV被害者支援に取り組みます。

※6 デートDV

DVのうち婚姻関係のないカップルの間で起こる暴力のこと。

計画の推進

(1) 市の推進体制の確立と率先実行

男女共同参画プラン・配偶者等暴力（DV）対策基本計画を総合的かつ効果的に推進するために、全庁的な推進体制を確立させ、施策に積極的に取り組みます。また、市役所も一つの事業所として、地元企業や地域・団体のモデルとなるよう率先して男女共同参画に取り組みます。

(2) 活動拠点の整備と調査研究

男女共同参画施策を確実に実施していく拠点として、情報収集や発信、各種相談などを行い、市民や団体の活動や交流の場として自由に、気軽に集えるよう拠点施設の整備を検討します。また、DV被害者の保護と自立を支援するため、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討します。

(3) 協働のまちづくりの推進

市民や団体、企業等との連携を強めるとともに、市民団体、NPO 等の育成や支援を図り、市民、事業者、行政が一体となり、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを進めます。

自分らしくふるまうことができない二人の関係は、
ひょっとしたらDVかもしれません。

DVとは？

暴力を使って相手(夫婦や恋人)を思いどおりに支配することです。
体への暴力だけでなく、言葉などで相手を怖がらせたり、傷つけたり
して思いどおりに動かそうとする態度や行動も暴力です。

身体的暴力

なぐる ける たたく
物を投げつける
押さえつける
など

暴力の種類

社会的暴力

つきあいを制限する
電話や手紙、メールを
チェックする など
※社会的に隔離し、孤立
させる行為

精神的暴力

パカにする おどす
何を言っても無視する
など

経済的暴力

生活費を渡さない
仕事をさせない
収入を取り上げる
など

性的暴力

性行為を無理強いする
避妊に協力しない
ポルノビデオを無理に
見せる など

相 談 窓 口

加東市内の相談窓口

◆人権に関することは

- 加東市教育委員会人権教育課 TEL 43-0544
- みんなの人権 110 番  0570-003-110
- 子どもの人権 110 番  0120-007-110
- 女性の人権ホットライン  0570-070-810



◆子育てに関することは

- 加東市家庭児童相談室 TEL 43-0441 月～金曜日（8:30～17:15）
- 加東市子育て何でも相談 加東市保健センター TEL 43-0432 / TEL 42-2800 毎月実施
- 加東市福祉部子育て支援課 TEL 43-0408

◆高齢者に関することは

- 認知症ケアなんでも相談 TEL 43-0431 第2・4火曜日（13:00～16:00）
- 加東市地域包括支援センター TEL 43-0431
（高齢者虐待かなと思ったら TEL 090-3486-3979 土、日、祝日、平日時間外）

◆障がい者に関することは

- 加東市障害者生活支援センター TEL 43-0443

配偶者や交際相手からの暴力に関する相談窓口

一人で悩まないで、まずはご相談ください。

◆加東市福祉部子育て支援課

- 電話または面接相談 TEL 43-0408 月～金曜日（8:30～17:15）
- 専門の相談員による「女性のための相談」（面接相談・電話相談）
- ※相談日や面接の予約などについては、子育て支援課にお問い合わせください。

◆配偶者暴力相談支援センター（兵庫県女性家庭センター）

- TEL 078-732-7700（9:00～21:00 土、日、祝日も相談可能）

◆兵庫県警察

- DV相談電話（警察本部） TEL 078-371-7830（24時間対応）
- 社警察署 TEL 0795-42-0110

兵庫県立男女共同参画センター・イーブンの相談窓口

種 類	電 話 番 号		実 施 日 時	
女 性 の た め の な や み 相 談	電 話 相 談 (直通)	078-360-8551	月 ～ 土 曜 日	9:30～12:00 13:00～16:30
	面 接 相 談 (要予約)	078-360-8554	月 ～ 金 曜 日 土 曜 日	11:00～18:40 9:20～16:50
法 律 相 談	面接相談のみ		原則毎月第2火曜日	
男性のための相談	電 話 相 談	078-360-8553	毎月第1・3火曜日	17:00～19:00
女 性 の た め の チャレンジ相談	電 話 相 談 ・ 面 接 相 談 (要予約)	078-360-8554	毎月第1～4木曜日	10:00～13:00

<発行> 加東市教育委員会人権教育課 TEL 0795-43-0544 FAX 0795-43-0559
 加東市福祉部子育て支援課 TEL 0795-43-0408 FAX 0795-42-6862
 〒673-1493 加東市社50番地